

## 小田原樹木葬てらす 樹木墓・永代供養墓 使用規則(約款)

### 第 1 条(目的)

小田原樹木葬てらす樹木墓・永代供養墓使用規則(以下「本規則」という。)は、宗教法人願修寺(以下「当山」という。)の運営する小田原樹木葬てらす「樹木墓」及び「永代供養墓」(以下「墓苑」という)の使用(以下当山が墓苑を使用させるサービスを「本サービス」という。)に関する基準を定め、墓苑の運営管理の適正を図ることを目的とする。

### 第 2 条(管理者)

1. 墓苑の管理者は、当山の代表役員(住職)とする。
2. 管理者は、具体的管理行為を管理者が任命する第三者に委託することができる。

### 第 3 条(使用目的)

1. 墓苑は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。
2. 墓苑には墓苑使用の申込みをした者(以下「使用者」という。)が登録した者(以下「登録者」という。)の焼骨若しくは副葬品又はその両方(以下「焼骨等」という。)を埋葬するものとする。

### 第 4 条(規約の適用)

1. 本規約は、使用者に適用される。
2. 本規約は、墓苑の利用条件を定める。使用者は、全て本規約に従い、本規約の定める条件に従って墓苑を利用する。
3. 使用者が本規約に同意することにより当山との間に墓苑利用契約(以下「本契約」という。)が成立する。

### 第 5 条(使用者資格)

1. 使用者の現在及び過去の宗旨宗派は問わない。但し申込み時から利用している間、伝統仏教の教義を信奉する者に限る。
2. 使用者は、本規則を承諾し、所定の手続きを経て管理者の承認を得た後、墓苑を使用することができる。
3. 使用者は、墓苑でおまいりをする際には、伝統宗教の形式に則ってこれを行うものとする。

#### 第 6 条(墓地使用承諾証の交付)

1. 使用者は、当山に対し、「小田原樹木葬てらす使用申込書」を提出し、当山が指定する時期までに当山の指定する使用料を完納しなければならない。当山は、「小田原樹木葬てらす使用申込書」が提出された場合、同書面の原本を保存し、写しを使用者に交付する。
2. 当山は、使用者が当山に対し納付した使用料については、いかなる事由が発生した場合であっても返還しないものとする。
3. 当山が使用者の身分証明書及び使用料を受領した後、使用者は墓地使用权(以下「使用权」という)を得る。
4. 使用者が、使用权を得た際、すでに交付済みの「小田原樹木葬てらす使用申込書」の写しが使用承諾証となる。小田原樹木葬てらす使用申込書を紛失したときは、所定の手続きを経て再交付を受けるものとする。

#### 第 7 条(使用权の承継及び終了)

- 使用者が得た使用权は本人以外の者が承継(相続を含む)することはできないものとする。
- 使用者(申込者)が亡くなった時点で、区画の「使用权」は終了する。ただし、契約時に記載された登録者は、使用权終了後であっても同じ区画に埋葬される。また、登録者様全員が埋葬された後も、当山は、永代にわたり供養をする。

#### 第 8 条(地位の譲渡)

1. 使用者は、当山の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利、若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。
2. 当山が、本サービスに関する事業を他の法人又は自然人に譲渡した場合、当山は、当該事業譲渡(会社分割等事業が移転する一切の場合を含む。)に伴う、本契約上の地位、権利及び義務並びに使用者に関する一切の情報を譲渡することができ、使用者は当該譲渡に関して予め承諾をするものとする。

#### 第 9 条(使用方法)

- ① 「天樹」「凜花」「日向」は、使用者が申込みをした合祀指定の区画に登録者の焼骨等を埋葬する。
- ② 凜花 A 区画・フレグランス内側以外は、焼骨等の他ペットの共葬を許可する。
- ③ 「双葉」「大希」「和光」「大樹」は、焼骨等を個別の墳墓区画に、登録者のうち最後に死亡した者の命日から 13 年を経過した日まで埋蔵するものとする。焼骨等は、その後、永代供養墓に合祀される。

- ④ 「フレグランス」は、焼骨等を個別の墳墓区画に埋蔵し、本契約締結日より 33 年を経過した後、永代供養墓に合祀する。
- ⑤ 「大希」「大樹」「双葉」を選択した使用者は、1 年ごとに管理費を該当年の始まる前日までに支払うものとする。この場合、使用者は、最長で通算 10 年を上限に個別区画による埋蔵を延長することができる。
- ⑥ 登録者の追加または変更は、当山が文書にて承諾した場合に限り認められる。登録者追加の時点で、管理費の支払いが終了している場合は、終了時にさかのぼって管理費を追納するものとする。なお、墓地の申込者は書面にて登録者追加の名前と続柄を当山にしらせることとする。
- ⑦ 管理費は、公租公課の増加、土地価格の上昇その他経済的事情の変動により、増額し得るものとする。

#### 第 10 条(祭祀行為)

登録者の焼骨等を埋葬するものとする。使用者が墓苑に於いて行う法要等の祭祀行為は当山の法式にて、原則として管理者と管理者が認める僧侶が執り行うものとする。

#### 第 11 条(埋葬の制限及び副葬品について)

- ① 墓苑は、焼骨等及び第9条②に定めるもの以外は、埋葬できないものとする。
- ② 骨壺に収まらないサイズのもの、危険物、生物、所有することが法令に違反する物、貴重品、その他管理者が副葬品として相応しくないと認めるものは埋葬することができないものとする。
- ③ 当山は、副葬品の損壊、紛失については責任を負わない。但し、当山に重過失がある場合は、この限りではない。

#### 第 12 条(住所等の変更)

使用者の申込時の住所・氏名・電話番号及び連絡先の変更があったとき、使用者が死亡したときは、使用者又はその縁者は速やかにその旨を当山に届け出るものとする。当山は、新しい住所に、引き続き連絡を継続するものとする。但し、使用者の縁者がいなくなったときはこの限りではない。

#### 第 13 条(使用権の返還)

使用者は、管理者に相談の上、使用権を放棄することができる。放棄する場合は、所定の届出書を当山に提出し、「小田原樹木葬てらす使用申込書」を返還するものとする。

#### 第 14 条(墓苑利用契約の終了)

- 1. 使用者の使用権が取り消された場合、又は前条により使用者が使用権を放棄するなどした場合、

墓苑利用契約は終了するものとし、使用者は、所定の届出書に「小田原樹木 葬てらす使用申込書」を添えて、管理者に返還しなければならない。なお、すでに使用者が支払い済みの使用料、管理費その他の費用について、当山はいかなる事由があっても返還しないものとする。

2. 墓苑利用契約が終了した場合、使用者から希望があった場合、骨箱や骨ポットに入れて埋葬した焼骨等は、現状のまま使用者に返還するものとし、これ以外の焼骨等は返還しないものとする。当山は、埋蔵されていた焼骨等の劣化、毀損及び消失については責任を負わない。

#### 第 15 条(違反行為による使用权の取消)

使用者が以下の各号の一に該当するときは、当山は催告をすることなく、使用者の使用权を取消することができる。

- ① 当山や他の使用者の使用を妨げたり、迷惑を及ぼす行為をしたりしたとき。② 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、他の宗教への勧誘をしたとき。
- ③ 管理費の支払いを遅滞したとき。
- ④ 使用者又は登録者が第 16 条の暴力団等反社会的勢力の排除条項に違反していることが判明したとき。
- ⑤ 本規則に違反したとき。
- ⑥ その他、管理者が墓苑の使用に相応しくないと判断したとき。

#### 第 16 条(反社会的勢力の排除)

使用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

#### 第 17 条(個人情報の取り扱い)

本サービスにおける個人情報(使用者が本規約に関して、願修寺に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。)の取り扱いに関しては、関連する法令及び当山が定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

#### 第 18 条(秘密保持)

1. 使用者は、本サービスの提供に関して知り得た秘密情報(本サービスに関するノウハウ、技術上又は営業上の一切の秘密情報を含みます。)を、厳重かつ適正に管理するものとし、当山の事前の書面による同意なく第三者に開示、提供及び漏洩しないものとします。
2. 使用者は、当山の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、当山の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄し、以後使用しないものとします。

#### 第 19 条(不可抗力等による事故の責任)

1. 当山は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行、その他の不可抗力により使用权の妨げ、管理及び永代供養の全部又は一部の不履行につき、その責任を負わない。
2. 墓苑敷地内での盗難、事故、トラブル、暴漢等第三者による行為等によって発生した損害について管理者は一切責任を負わない。

#### 第 20 条(引継事項)

株式会社千代田(ひまわり)又は株式会社366との間で墓苑の利用に関する契約をした者には、当山が主体となる本規約が適用される。

#### 第 21 条(規約の変更)

- ① 当山は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更できる。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用される。
  - (1) 本規約の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ② 当山は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を使用者に通知し、又は当山のホームページ上への表示、その他、当山所定の方法により使用者に周知する。
- ③ 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に使用者が墓苑使用を継続した場合又は管理者所定の期間内に使用者が返還の手続を採らなかった場合、当該使用者は本規約の変更に同意したものとする。

#### 第 22 条(連絡・通知の方法)

1. 使用者から当山に対する連絡又は通知及び当山から使用者に対する連絡又は通知は、電子メール

その他当山の定める方法で行う。

2. 当山は、前項の当山からの連絡又は通知時における使用者の登録情報中の連絡先が有効なものとみなし、当該連絡先へ通知又は連絡を行う。なお、通知又は連絡は、当山からの発信によってその効力が生ずるものとする。
3. 当山は、本サービスに関する使用者からの問い合わせに対して回答するよう努めるが、法令又は本規約上、当山に義務が発生する場合を除き、回答する義務を負わない。

#### 第 23 条(分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ 執行力を有する。当山及び使用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとする。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある使用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の使用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとする。

#### 第 24 条(その他)

1. 使用者は、本規約に定めのない事項について、管理者が細目等を別途定めた場合、これに従う。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなす。
2. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先する。

第 25 条(定めなき事項) 本規約に定めのない事項は、法令の定めによる他、管理者がその都度これを定める。

- ・(本規則に定めなき事項の一例として)お骨お預かり時、骨壺とそのカバー、その他それらに類するものは、当園にて処分し、返却は一切しておりません。

#### 第 26 条(準拠法)

本規約の準拠法は、全て日本国の法令が適用される。

## 第 27 条(合意管轄)

使用者と当山との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則:本規則は令和 7 年 10 月 1 日(水)から施行する。

宗教法人 願修寺 小田原樹木葬てらす管理事務所

「小田原樹木葬てらす」重要事項説明書

2022年9月1日制定, 2024年12月1日改訂, 2025年3月1日改定, 2025年9月19日改訂

### 【契約の概要】

- 本契約は、「土地を永久に使うことができる契約」ではなく、「ご遺骨の供養をお寺が続く限り永続する契約」です。
- 墓所使用者を「使用者」、願修寺の住職を「管理者」と呼びます。 ●ご遺骨を納める区画は、個別区画と合葬区画に別れます。
- 使用者は願修寺の信徒(会員)となりますが仏事の義務は一切ありません。
- 小田原樹木葬てらすでの永代供養は、願修寺と臨済宗大徳寺派の儀礼で行われます。

### 【個別区画での埋葬】

- 和光・大希・双葉・大樹／個別区画での遺骨のご安置には期限があります。登録者の中で 最後

に亡くなった方の命日から 13 年経つと、登録者全員の遺骨は、個別区画から合葬区画 に移されます。

- 和光／5 霊位以上の納骨になる場合、登録者全員の遺骨は粉骨いたします。
- フレグランス／ 使用区画での遺骨のご安置には期限があります。本契約締結日より33 年を使用期限とします。その後、合葬区画(永代供養墓)に合祀されます。
- 天樹・凜花／遺骨を粉骨して、ご納骨いたします。「天樹」・「凜花」は、申込された合祀 指定の区画に埋葬されます。
- 天樹・凜花／納骨後は、遺骨の返還はできません。
- 天樹／遺骨の量が埋葬区画の容量を超える場合、「日向」と併用しての埋葬になります。 ●日向(永代供養墓)／遺骨を粉骨して、ご納骨いたします。納骨後は、遺骨を返還することはできません。

#### 【永代供養料と管理費】

- 使用料及び管理費の返金規定はありません。管理費が生じる区画は、フレグランス区画と 大希区画、大樹区画、及び双葉区画となっています。
- 管理費の額は将来、社会情勢に応じて増額されることもあります。
- フレグランス以外の区画は、管理費を継続して支払い続けるうちは、管理費支払い日から 1 年間、最長で通算 10 年を上限に個別区画による埋蔵を延長することが可能です。

#### 【解約になってしまうケースの例】

- 寺院運営の重大な妨害を行ったとき
- 管理費支払期間中に 2 年以上連絡が取れなくなってしまうとき
- 管理費支払いを 2 年間滞納したとき